

平成22年度男女雇用機会均等法の施行状況

1 都道府県労働局雇用均等室への相談

- ◆ 相談件数は2万3千件超。
- ◆ 労働者からの相談割合は引き続き全体の過半数。
- ◆ 相談内容は、セクシュアルハラスメントに関する事案が最多(5割)。次いで、婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いに関する事案、母性健康管理に関する事案であり、それらの割合は徐々に上昇し、合わせて3割。

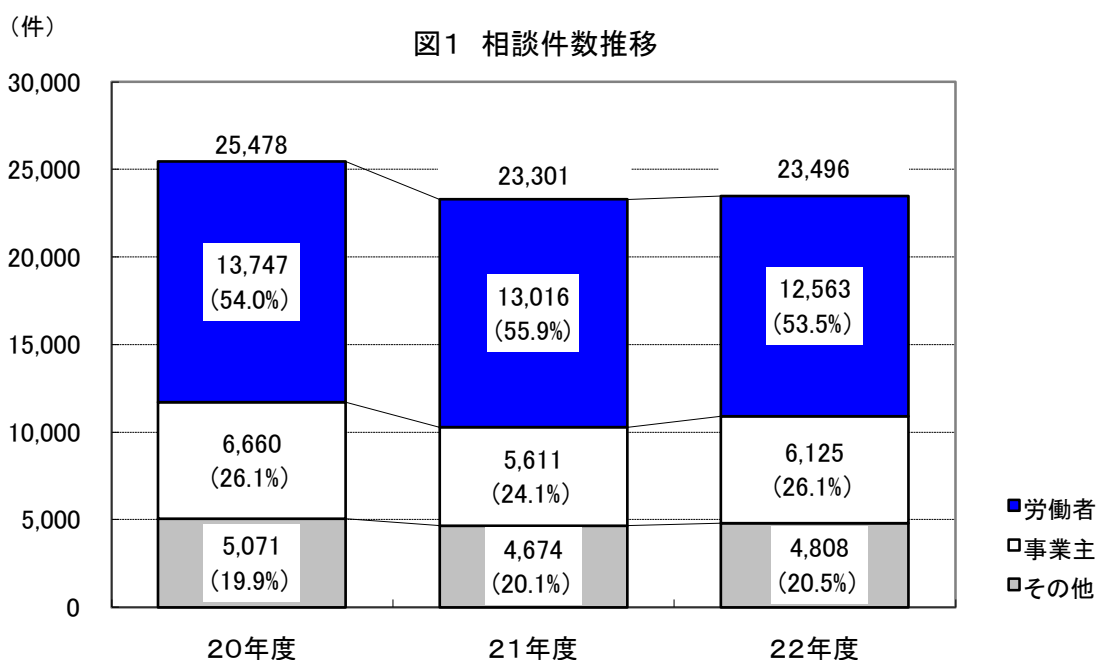


表1 相談内容の内訳 (件)

	20年度	21年度	22年度
第5条関係 (募集・採用)	1,392 (5.5%)	1,287 (5.5%)	1,244 (5.3%)
第6条関係 (配置・昇進・降格・教育訓練等)	759 (3.0%)	567 (2.4%)	561 (2.4%)
第7条関係 (間接差別)	100 (0.4%)	73 (0.3%)	82 (0.3%)
第9条関係 (婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い)	3,710 (14.6%)	3,654 (15.7%)	3,587 (15.3%)
第11条関係 (セクシュアルハラスメント)	13,529 (53.1%)	11,898 (51.1%)	11,749 (50.0%)
第12条、13条関係 (母性健康管理)	3,600 (14.1%)	3,312 (14.2%)	3,477 (14.8%)
第14条関係 (ポジティブ・アクション)	239 (0.9%)	273 (1.2%)	300 (1.3%)
その他	2,149 (8.4%)	2,237 (9.6%)	2,496 (10.6%)
合計	25,478 (100.0%)	23,301 (100.0%)	23,496 (100.0%)

2 紛争解決の援助

① 都道府県労働局長による紛争解決の援助(均等法第17条)

- ◆ 紛争解決の援助の申立件数は579件。
- ◆ 申立者のほとんどは女性労働者だが、男性労働者(19件)、事業主(4件)からの申立も。
- ◆ セクシュアルハラスメントと婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いに関する事案が全体の9割以上。
- ◆ 援助を終了した事案の7割強が解決。

(資料3「都道府県労働局長による紛争解決の援助事例」参照)

図2 都道府県労働局長による紛争解決の援助の申立受理件数の推移

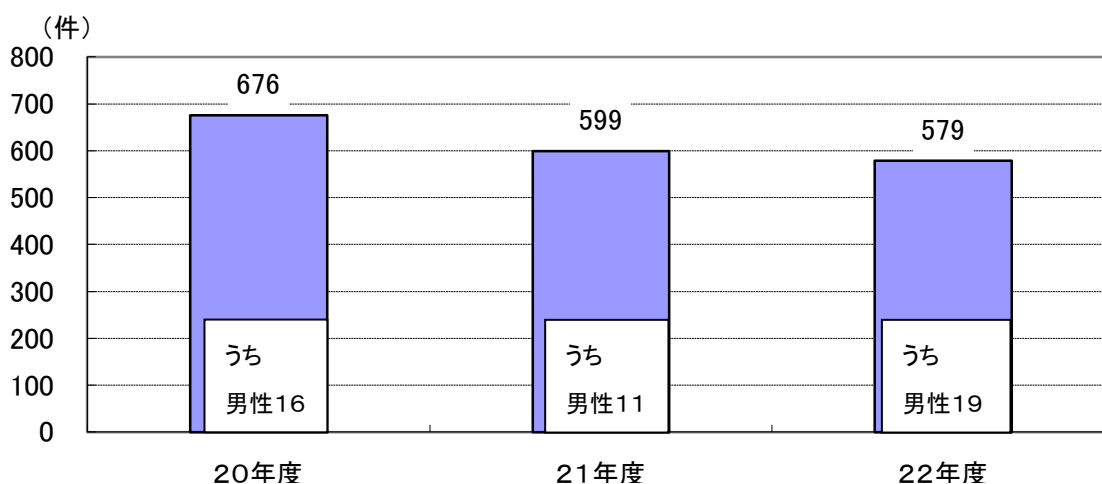


表2 紛争解決の援助申立受理件数の推移

(件)

	20年度	21年度	22年度
第5条関係 (募集・採用)	15 (2.2%)	7 (1.2%)	4 (0.7%)
第6条関係 (配置・昇進・降格・教育訓練等)	25 (3.7%)	27 (4.5%)	20 (3.5%)
第7条関係 (間接差別)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
第9条関係 (婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い)	257 (38.0%)	264 (44.1%)	238 (41.1%)
第11条関係 (セクシュアルハラスメント)	364 (53.8%)	282 (47.1%)	302 (52.2%)
第12条、13条関係 (母性健康管理)	15 (2.2%)	19 (3.2%)	15 (2.6%)
合計	676 (100.0%)	599 (100.0%)	579 (100.0%)

② 機会均等調停会議による調停(均等法第18条)

- ◆ 調停申請受理件数は75件で、増加傾向。
- ◆ セクシュアルハラスメントに関する事案が最多だが、婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの割合が平成21年度(14.1%)から上昇。
- ◆ 22年度に調停が行われた79件(前年度に開始したものを含む)のうち40件で調停案の受諾勧告を行い、うち34件(85.0%)が調停案を双方受諾。

資料4「機会均等調停会議による調停事例」参照

図3 機会均等調停会議による調停申請受理件数の推移

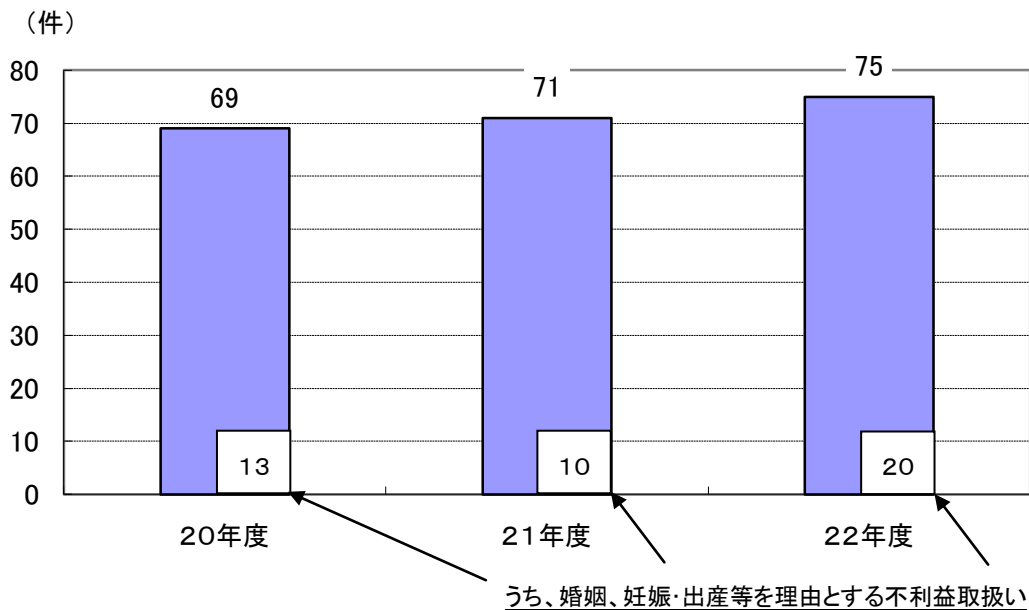


表3 調停申請受理件数の推移

(件)

	20年度	21年度	22年度
第6条関係 (配置・昇進・降格・教育訓練等)	2 (2.9%)	3 (4.2%)	4 (5.3%)
第7条関係 (間接差別)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
第9条関係 (婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い)	13 (18.8%)	10 (14.1%)	20 (26.7%)
第11条関係 (セクシュアルハラスメント)	54 (78.3%)	58 (81.7%)	51 (68.0%)
第12条、13条関係 (母性健康管理)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	69 (100.0%)	71 (100.0%)	75 (100.0%)

3 都道府県労働局雇用均等室における是正指導

- ◆ 4, 530事業所を対象に雇用管理の実態把握を行い、このうち何らかの均等法違反のあった事業所は88. 2%(3, 995事業所)。これらの事業所に対し、11, 300件の是正指導を実施。募集・採用及び婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いに関する是正指導が前年度より増加。
- ◆ 実施した是正指導のうち9割超が年度内には是正。

表4 是正指導件数の推移

(件)

	20年度	21年度	22年度
第5条関係 (募集・採用)	222 (1.6%)	208 (1.6%)	255 (2.3%)
第6条関係 (配置・昇進・降格・教育訓練等)	177 (1.3%)	116 (0.9%)	114 (1.0%)
第7条関係 (間接差別)	1 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (0.0%)
第9条関係 (婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い)	32 (0.2%)	19 (0.1%)	29 (0.3%)
第11条関係 (セクシュアルハラスメント)	9,238 (68.0%)	8,796 (66.1%)	7,207 (63.8%)
第12条、13条関係 (母性健康管理)	3,871 (28.5%)	4,124 (31.0%)	3,652 (32.3%)
その他	37 (0.3%)	37 (0.3%)	40 (0.4%)
合計	13,578 (100.0%)	13,300 (100.0%)	11,300 (100.0%)